

令和4年度大分県公立学校教員採用選考試験合格者選考基準

令和4年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項に定めるもののほか、合格者の選考に必要な基準は、次のとおりとする。

第1次試験

1 選考対象となる者

選考対象となる者は、当該試験区分、教科・科目のすべての試験を受験した者に限る。

2 第1次試験の合格者の決定

各試験区分、教科・科目ごとに、第1次試験の成績上位から合格者を決定する。

ただし、

- (1) 合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合は合格者とししない。
- (2) 合格ラインに同点者がいる場合は、同点者すべてを合格者とする。

※特別選考(Ⅱ)における成績が著しく低い場合

小論文の4つの観点【これからの子どもたちに必要な資質・能力について】【「協働的な学び」が求められていることについて】【教師として取り組みたいことについて】【記述】の評価のうち、「E（20%以下）の評価が1つでもある」場合又は「D（20%超40%以下）の評価が2つ以上ある」場合

第2次試験

1 選考対象となる者

選考対象となる者は、当該試験区分、教科・科目のすべての試験を受験した者に限る。

2 第2次試験の合格者の決定

各試験区分、教科・科目ごとに、第2次試験の成績上位から合格者を決定する。

ただし、

- (1) 合格ライン（採用予定者数の3/2倍の数（採用予定者数が1名の場合は3倍の数、150名以上の場合は4/3倍の数、200名以上の場合は5/4倍の数）の範囲内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者とししない。
- (2) 合格ラインに同点者がいる場合は、同点者すべてを合格者とする。
- (3) 特別選考(Ⅱ)（社会人特別選考）の合格者は、上記（1）及び（2）に加えて、第2次試験の総合成績が、志望する試験区分、教科・科目の一般選考の受験者の成績上位から採用予定者数の2倍における者の得点以上に相当する者に限る。

第3次試験

1 選考対象となる者

選考対象となる者は、当該試験区分、教科・科目のすべての試験を受験した者に限る。

2 第3次試験の合格者の決定

【一般選考、特別選考（Ⅰ）及び特別選考（Ⅱ）】

各試験区分、教科・科目ごとに、第2次試験及び第3次試験の総合成績上位から、採用予定者数により、合格者を決定する。

ただし、

- (1) 採用予定者数内であっても、第3次試験の成績が著しく低い場合は、合格者としてしない。
- (2) 合格ラインに同点者がいる場合は、第3次試験の成績により合格者を決定する。さらに同点の場合は、第2次試験の模擬授業の成績により決定する。

【特別選考（Ⅲ）】

スペシャリスト特別選考については、第3次試験の成績上位から、採用予定者数により、合格者を決定する。

ただし、

- (1) 採用予定者数内であっても、第3次試験のプレゼンテーションの成績のうち、スポーツの指導者としての実績に対する評価が一定基準に達していない場合は、合格者としてしないことができる。
- (2) 採用予定者数内であっても、第3次試験の成績が一定基準に達していない場合は、合格者としてしないことができる。
- (3) 合格ラインに同点者がいる場合は、第3次試験のプレゼンテーションの成績により合格者を決定する。さらに同点の場合は、第3次試験のプレゼンテーションの成績のうち、スポーツの指導者としての実績に対する評価により決定する。

【特別選考（Ⅳ）】

他県教諭特別選考については、試験区分ごとに第3次試験の成績上位から、採用予定者数により、合格者を決定する。

ただし、

- (1) 採用予定者数内であっても、第3次試験の成績が著しく低い場合は、合格者としてしない。
- (2) 合格ラインに同点者がいる場合は、同点者すべてを合格者とする。
- (3) (2) の場合を除き、中学校、高等学校については、合格者を各教科・科目ごとに最大2人とする。